

令和5年鉢田市農業委員会2月定例総会議事録

日 時	令和5年2月24日（金）午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																										
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																										
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																										
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																										
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																										
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																										
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																										
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																										
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																										
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																										
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																										
事務局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長																																																																														
議長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	24番 梶間 幸一 1番 新堀 隆																																																																														
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等</p>																																																																														

	<p>の権利移動届出について 報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて 報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について その 他</p>
	<p>(開　　会)</p>
事　務　局	<p>それでは、定刻となりましたので、令和5年鉾田市農業委員会2月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p>
会　　長	<p>どうも、皆さん、こんにちは。ちょっとマスクのほうを外させて。何か、来月あたりからはマスクのほうもちょっと外せるような感じで、ちょっと練習的に外しましたので。新聞等を見ますと、コロナのほうも鉾田市3日連続ゼロということで、これで一時少し減るのかなと。このままでいいかば減るのかなと思っておりますけれども、このまま減っていただければなおさら結構でございますけれども、やはり第7波とか第8波が来るような、そういう話もありますので、やはり気をつけながらやっていきたいと思いますけれども。</p> <p>新聞、テレビ等では、ロシアのほうがウクライナを攻めて今日でちょうど1年だそうでございます。死者の数も大分、お互いに増えております。</p> <p>そういう中でトルコのほうも4万9,000人、5万人くらいの死者が出ているということで、片方は地震、片方は戦争で、奪われない命が奪われて、非常に世界的に悲しいことだと思いますけれども、ああいう大国が戦争を仕掛けていくと、国連があっても止めることもできないということが非常に残念でございます。私たちはこういう日本に生まれまして、今のところ平和に過ごさせていただいておりますけれども、戦争がない時代がずっと、これはこれでいいなと思っておりますけれども。</p> <p>いろいろ世界的な情勢もありますし、鉾田市のほうも、農地のほうも少しずつではございますけれども解消しながら、皆さんのそれも力添えだと思っております。耕作放棄地だとそういうのが0.1%でも去年よりか減るということは非常にいいことなのだろうと思っておりますけれども、これが少しでもだんだん、だんだんなくなってきて、鉾田市でやはり農業生産茨城県一、かつては。今度日本一というような市になればいいなと思っております。</p> <p>今日もいろいろな案件がありますので、皆さんひとつ慎重審議の</p>

	ほうをよろしくお願いしたいと思います。まとまらない挨拶でございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉢田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉢田市農業委員会2月定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。会議録署名人に、24番 梶間幸一 委員、1番 新堀隆 委員、両名を指名いたします。
議長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 今日は全員出席で、24名参加でございます。
議長	ただいまから議事に入りたいと思います。

	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。
議長	番号1番から番号20番を一括して上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	番号1番から番号20番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては20件、地目、田14筆、畑43筆、計57筆。面積は13万1,443.32平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買13件、普通贈与5件、交換2件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番、海東です。1番についてご説明いたします。受人、■さんと渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび、■さんが農業経営拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは稻作を中心とした農家であり、経営面積も稻作8ヘクタール、畑5アールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。稻作を増産するため、申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うとなると認められ、下限面積要件、地域との調和要件において支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思いますが、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	7番、草野です。2番について説明いたします。譲受人、■さ

	<p>んと譲渡人、■さんは知人の間柄です。このたびに、■さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったそうです。■さんは、コマツナ、ホウレンソウを中心にハウスで栽培をしています。経営面積も490アール以上あり、研修生もあり、後継者も地域のリーダーとして頑張っております。申請地取得後はコマツナを作付するそうです。</p> <p>以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号3番から番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>
平沼要司委員	<p>8番、平沼です。3番についてご報告いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび、■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、作物、ホウレンソウなどを中心とした農家であり、経営面積も4ヘクタールあり、■さんも熱心に取り組んでおります。作物、ホウレンソウを増産するため、申請地を取得したいということです。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。</p> <p>続いて、申請番号4番についてご報告をいたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の関係でございます。このたび、■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■さんは、作物、サツマイモを中心とした農家であり、経営面積も5ヘクタールあり、■さんも熱心に取り組んでおります。作物、サツマイモを増産するため、申請地を取得したということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。</p> <p>続いて、申請番号5番についてご報告をいたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の関係でございます。このたび、■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■さんは、作物、サツマイモ、ジャガイモなどを中心とした農家であり、経営面積も10ヘクター</p>

	<p>ルあり、■さんも熱心に取り組んでおります。作物、サツマイモを増産するために申請地を取得したということです。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長 長峰克巳委員	<p>続いて、申請番号6番をご報告いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の関係でございます。このたび、■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■さんは、作物、ホウレンソウ、キャベツなどを中心とした農家であり、経営面積も1.56ヘクタールあり、木下さんも熱心に取り組んでおります。作物、ホウレンソウを増産するため、申請地を取得したということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長 山口正重委員	<p>続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>9番、長峰です。7番についてご説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親子の間柄でございます。このたび、■さんの後継者へ所有権を移転するということで、■さんが同意をすることになったということでございます。■さんは、メロン、サツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も6ヘクタールあります。■さんと■さんは家族で農業経営を行っておりますが、このたび後継者である■さんへ贈与して、今後の農業経営の安定を図りたいそうです。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
	<p>続きまして、番号8番、番号9番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>16番、山口です。申請番号8番について説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でござい</p>

	<p>ます。このたび、譲渡人、■さんの農地を相続する人がいないため、譲受人、■さんに贈与するということでございます。円満にまとまったということでございます。■さんはメロンを中心とした農家であり、経営面積も200ヘクタールあり、経営規模拡大したいため申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上の理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>続きまして、9番についてご説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび、■さんの経営規模拡大のため、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは6ヘクタール栽培面積でつくれており、葉物を中心として熱心に取り組んでおり、経営規模の拡大のため申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。10番についてご説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親子です。■さんは安房で■という生産加工及び農業をしております。■さんは経営規模398アールを耕作しており、水稻、カンショ、コマツナなどを栽培しており、この南側などの農地ではハウスでコマツナを栽培しております。親子間の贈与であるので、何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議ください。</p>
議長	続きまして、番号11番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	<p>4番、菅谷です。11番についてご説明いたします。譲受人と譲渡人は親子関係です。父親が高齢になり、息子さんの■さんに贈与し、これからも安定した農業経営をしてもらいたいのです。■さんはサツマイモを中心にこれからも作付していくとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。</p>

議長	続きまして、番号12番、13番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番、永井です。12番について説明いたします。■さんと■さん、近所の間柄でありまして、このたび、■さんがハウスを建てて規模拡大したいということで、売買がまとまつたそうでございますので、よろしく審議お願いいいたしたいと思います。</p> <p>13番について説明いたします。■さんと■さんは、現在は■さんの畠を借りて耕作していますが、今回買ってくれないかということで売買がまとまって、■さんの営農規模拡大ということで申請でございますので、よろしく審議お願いいいたしたいと思います。</p>
議長	続きまして、番号14番についてもお願いいいたします。
永井司委員	<p>5番、永井です。この案件は会長の案件でございますが、代わりに私が説明させていただきます。</p> <p>■さんと■の■さんという人の間で売買がまとまつたそうでございますので、よろしく審議お願いいいたしたいと思います。</p>
議長	続きまして、番号15番、番号16番について地元委員の説明を求めます。
窪伸衛委員	<p>15番、窪です。15番についてご説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。譲受人、■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまつたということでございます。■さんはカンショなどを中心とした農家で、経営面積も約2.4ヘクタール、後継者も熱心に取り組んでおります。カンショを増産するため、申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上の理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいいたします。</p>
議長	続けてお願いします。
窪伸衛委員	続きまして、16番についてご説明いたします。譲渡人、■さんと譲受人、■さんは親子の間柄でございます。この

	<p>たび、■さんの農業経営安定化を図るということで、譲与が円満にまとまったということでございます。■さんはメロン、カンショなどを中心とした農家であり、経営面積も約5.2ヘクタールあり、夫婦とともに後継者も熱心に取り組んでおります。作物を増産するため、申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと見られ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。</p>
議長	続きまして、番号17番について地元委員の説明を求めます。
関根薰委員	<p>17番、関根です。17番について説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび、■さんの農業経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったようでございます。■さんは野菜などを中心とした農家でもあり、経営面積も5反歩3畝程度あります。■氏も農業の傍ら土木建設業も営んでおり、取得後はカンショを作付するそうです。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	続きまして、番号18番から番号20番について地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員	<p>24番、梶間です。18番についてご説明いたします。譲渡人、■さんと譲受人、■さんは知人の関係です。このたび、■さんの利便性を図るためということで、売買契約が円満にまとまったということです。取得後はサツマイモを作るそうです。問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p> <p>続きまして、19番、20番についてご説明いたします。■さんと■さんは知人の間柄です。今回お互いの利便性を図るためにということで、交換契約が円満にまとまったということでございます。問題ないと思われますので、ご審議のほどお願ひいたします。</p>

議長	<p>それでは、番号1番から番号20番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番から番号20番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号1番から番号20番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>	
議長	<p>続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。</p>
議長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>番号1番、申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積622平方メートル。[REDACTED]、地目、畠、面積356平方メートル。計2筆、978平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、共同住宅、245.40平方メートル。事由、申請地の周辺には住宅が集まり、商業施設も近くに存在し、生活環境がよいので、申請地に共同住宅を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>

長峰克巳委員	9番、長峰です。1番について報告いたします。去る2月15日に7番、草野委員さん、10番、森作委員さん、そして事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいいたします。申請地は、位置環境として都市計画区域内の第1種中高層住宅専用地域であります。農地区分は第3種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番、海東です。1番について説明いたします。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページ左側を御覧ください。あかつき保育園から50メーターぐらいの場所にあります。このたび申請人、██████さんが申請地にアパートを建設されているということで、農地転用の申請をされたとのことです。現在は変更済みになっております。問題のない案件と思われますので、よろしく審議のほどお願いいいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利 の設定、移転を伴う転用許可について)

議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積2, 109平方メートル。[REDACTED]、地目、畠、面積256平方メートル。計2筆、2, 365平方メートル。 譲受人、[REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、犬の訓練施設及びペット受入れ施設、駐車場、2, 365平方メートル。事由、平成24年より第1種動物取扱業として経営しており、平成27に災害救助犬の育成・訓練の活動を始めました。今後は事業拡大を予定しているため、申請地に災害救助犬の訓練施設を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
	以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願ひいたします。
草野克信委員	7番、草野です。1番について報告いたします。去る2月15日に7番、浅野、9番、長峰委員、10番、森作委員と事務局で現地調査を行いました。場所は、地図1ページの右側になります。詳細は説明時に行います。
	申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、事業に必要な面積の3分の1になるため例外的に許可できる状況で、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
	続きまして、説明をいたします。場所は地図1ページの右側になります。地図にはありませんが、右下を走る県道茨城鹿島線を北上して、セブンイレブンのある上富田の信号を左折して100メートル先、[REDACTED]運送の車庫前を右折しますと、地図中央の道路になります。そこから約500メートル先の右側になります。譲受人、[REDACTED]と譲渡人、[REDACTED]とは不動産業者を通しての関係です。[REDACTED]は現在千葉県で犬の訓練所を開設しており、3から4頭を飼育しているそうです。今回経営規模拡大ということで、申請地に訓練施設及び災害時の地域のペット受入れ施設を造るということです。申請地に住んで鉾田市とも災害協定を結び、犬の逃避にもフェンスを

	回して注意をしています。問題ない案件ですので、よろしくご審議のほどお願いいいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、権利、地上権設定。申請地、[REDACTED]、地目、[REDACTED]、面積1,054平方メートル。賃借人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。賃貸人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、太陽光発電設備、372.15平方メートル。事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。2番についてご報告いたします。場所については、地図2ページの左側の位置図になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいいたします。申請地の位置環境は、鹿島臨海鉄道大洋駅から300メートル以内ということで、第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断いたしまして、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。

議長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。2番の案件について説明いたします。地図は2ページの左側にあります。場所は、臨海鉄道大洋駅付近の300メートルぐらい北側の毎回出てきているところの場所になります。賃借人、■と賃貸人、■さんとは太陽光発電設備事業での知り合いとのことです。このたび申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置したいとのことです。よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
事務局	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号3番、権利、売買。申請地、■、地目、畠、面積476平方メートル。譲受人、■、■、■。譲渡人、■、■。転用施設、自己住宅、事務所、駐車場、141.05平方メートル。事由、現在の住まいを住居兼事務所として利用しておりますが、手狭なため申請地に新たに自己住宅及び事務所を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	7番、草野です。3番について報告いたします。場所は地図2ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんにお願

	いいたします。申請地は、宅地に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。3番について説明いたします。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。地図は2ページ右側になります。県道110号線、飯名交差点より鉢田警察署方面に100メートルほど向かい、左側となります。譲受人、[REDACTED]と譲渡人、[REDACTED] [REDACTED]は、知人である飯名の[REDACTED]の紹介で今回自宅兼事務所を設置したいということで、売買が円満にまとまりました。自宅と、[REDACTED]さんの旦那さんと息子さんが役員となっている会社の事務所に使うということでした。特に問題のない案件かと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局	番号4番です。権利、賃貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積2,042平方メートル。賃借人、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。賃貸人、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。転用施設、駐車場、2,042平方メートル。事由、農産物直売所、その他施設に付随する駐車場が不

	足しているため、施設に隣接する申請地を駐車場に整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。4番について報告いたします。場所については、地図3ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。申請地の位置環境ですが、集団的に存在する農地の集落に接続して設置される駐車場として例外的に許可できる第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断いたして、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
永井司委員	5番、永井です。4番について説明いたします。地図3ページの左側になります。まず、台濁沢の信号から、51号の信号から500メーターぐらい西側になります。その周りに■さんの直売所がありまして、その直売所に駐車場が少ないとということで、今回駐車場として整備して利便性を図りたいということでございますので、よろしく審議をお願いしたいと思います。
議長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	番号5番, 権利, 賃貸借。申請地, [REDACTED], 地目, 畜, 面積1, 855平方メートル。賃借人につきましては, 番号4番と同一でございます。賃貸人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 駐車場, 1, 855平方メートル。事由, 農産物直売所, その他施設に付随する駐車場が不足しているため, 申請地に駐車場を整備したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	10番, 森作です。5番について報告いたします。場所については, 地図3ページの右側の上になります。詳細につきましては, 地元委員さん, お願ひいたします。申請地の位置環境なのですが, 集団的に存在する農地の地域にはあるのですが, 集落に接続して設置される駐車場として例外的に許可できる第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断いたして, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, 報告いたします。
議長	続きまして, 地元委員の説明を求めます。
永井司委員	5番, 永井です。5番について説明いたします。[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの間, これは親子であります, 今回駐車場を拡大したいということで, おふくろさんの土地を借りて駐車場。周りにイチゴのハウスがたくさんあります, その周りに駐車場が少ないということで, 今回申請でございます。よろしく審議お願いしたいと思います。
議長	それでは, 番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号6番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積403平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、115.93平方メートル。事由、現在は両親と同居しておりますが、結婚を予定しており手狭となるため、申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
長峰克巳委員	9番、長峰です。6番について報告をいたします。場所については、地図4ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんにお願いします。申請地は、位置環境として集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるとあります。農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。申請書の6番について報告をいたします。現地調査員の皆様、ご苦労さまでございました。場所は、地図4ページのほう、左側になります。県道を大竹から鉢田市内に向けて500メートルぐらい進んだ右側になります。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは知人という間柄でございます。[REDACTED]さんが自己住宅を建築するために、[REDACTED]さんの土地を購入したそうです。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
(議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)	
議長	続きまして、議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議長	事務局に説明させます。
事務局	申請件数につきましては31件、合計で64筆、面積15万1,158平方メートルです。利用権の種類でございますが、全て賃貸となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上でございます。
議長	農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、[■]番、[■]委員の退席を求めます。
	([■]番 [■] 委員退席 午後2時55分)
議長	これより質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。</p> <p>議案第4号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>[■番, ■■■] 委員の入場を認めます。</p> <p>([■番 ■■■] 委員入場 午後2時57分)</p>
	<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>5件の届け出がございました。8筆、面積は2万1,457平方メートル。いずれも合意解約となっています。</p> <p>以上でございます。</p>
	<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。</p>

	事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	<p>5件の届出がございました。41筆で、面積につきましては合計で41,731平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)</p>	
議長	<p>続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>1件の届出がございました。1筆で地目、田、面積1,958平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和5年2月2日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>(報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて)</p>	
議長	<p>続きまして、報告第4号 「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>番号1番、申請地、[REDACTED]、畠、476平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。取消事由、申請時に該当地番を誤って記載したため。取消年月日、令和5年1月19日。</p>

	<p>令和2年3月25日に許可した案件でございます。 以上でございます。</p> <p>(報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)</p>
議長	<p>続きまして、報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>法務局から1件の照会がございました。番号1番、1筆で、地目、畠から雑種地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和5年1月31日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。</p>
議長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、そのほかについて何かありましたらお願ひいたします。 はい、どうぞ。</p>
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。先ほど5条の案件ありがとうございました。 太陽光発電事業について一言申し上げたいと思います。この場所は、今まで何件もあった大洋駅付近のものであります。旧大洋村武与釜と町山地区の持ち主の方が多く、高齢で農家ができなくなった人がほとんどでございます。太陽光発電事業者の方は規則や規定どおり事業を進めているため、地元委員といたしましては案件を通るように説明しております。しかしながら、先日会長がお話ししておりましたとおり、今まで芋畠やその他などがつくられた現状を見ますと、何ともやりきれない気持ちともどかしさがあることを一言申し上げたいと思います。 以上でした。ありがとうございました。</p>

議 長	<p>どうもありがとうございました。なかなかいい意見を聞いて、本当にありがとうございます。</p> <p>やはり前回も、本当に私も申しましたことを、やはり農地が、去年まで立派な農地で使われていたのが太陽光に変わるのは非常に残念でございます。特に、先ほど言いましたけれども、大洋駅から300メートル以内という、あの規制があるおかげで、やはり太陽光の業者がそういう事業を行うということで、電気も足りないのですけれども、立派な農地をああやって奪われるのも非常に残念でなりませんけれども、皆さんで何かいい知恵でもあれば、後でお伺いしたいと思います。本当にありがとうございました。</p> <p>そのほかについて何かありますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
事 務 局	<p>では、すみません。お手元に資料1と資料2というペラ1枚のもの、2つあるかと思います。</p> <p>まず、資料1のほうからご説明をさせていただきたいのですけれども、こちらのほうを御覧いただきたいと存じます。資料1、農地売買等事業に係る基準面積の改定ということで資料のほうはございます。この農地売買等事業につきましては、茨城県農林振興公社が執り行っているところでございますが、このたび売買に係る基準面積の見直しということで通知がございました。</p> <p>基準面積の改定ということでございますが、この基準面積につきまして地域ごとに定められておりまして、農地売買等事業による農地の売買を行う際、買手の農家の経営面積がこの基準を超えることが1つの要件となってございます。この基準面積の算出につきましては、統計になりますけれども、農林業センサスによる数値が基礎となっております。こちらが5年ごとの見直しということで行っているのですが、現在は鉾田市の基準面積は269アールであります。4月1日以降の取扱いにつきましては、鉾田市の基準面積は290アールとなる予定でございます。まず、資料1については以上でございます。</p> <p>続きまして、資料2のほうを御覧ください。こちらが令和5年度の標準賃金ということで、標準賃金につきましては農地法第52条の規定によりまして情報提供することとなっています。これから令和5年度の標準賃金を作成のほうをするわけですけれども、現在の日雇賃金は7,300円となっています。これにつきましては、県の最低賃金が時給911円で、日額につきましては7,288円になりますので、若干上回ります。こちらのほうは会計年度任用職員、シルバー人材センターの賃金のほうを勘案して作成したいと思うのですけれども、こちらのほうは令和4年の10月の詳細のほうで県の最低賃金が上がったことによって変えたものになるので、こち</p>

	<p>らについては変更はないと考えております。</p> <p>また、あと裏面、こちらが令和4年度の表になりますけれども、こちらのほうで何かご意見がございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。特に意見がない場合は3月の定例総会で決定したいと思います。</p> <p>こちらについては以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局の説明により、令和5年度の農作業臨時日雇標準賃金についての説明がありましたけれども、これは使う側と使われる側のほうで話し合って、これはあくまで基準として金額を決めたわけで、あとそれを上回っても、下回ってはまずいでしょうかとも、上回ることに関しては別にいいでどうから。</p>
事 務 局	その他で。
議 長	はい、どうぞ。
事 務 局	<p>すみません。この後総会の終了後のほうに農地部会を開催をしていきたいと思います。こちらのほうの内容につきましては、農地法の改正に伴って、令和5年4月1日から農地取得に係る下限面積要件のほうが廃止になります。現在の5反歩要件がなくなります。そのため、この後農地部会のほうを開催して、今後、農地法第3条の審議の要件、そちらのほうを具体的に協議をして、下限面積要件が撤廃になっても農地利用に支障が出ないように協議をしていきたいと思いますので、農地部会の方につきましては総会終了後開催いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>そのほか、皆さん。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。本日も結構多かったですけれども、贈与の件と相続の件の所有権移転の、親側が生前に同意するメリットということはどういうこと。知っている人がいたら教えてもらいたいですけれども。生前中に贈与をするあれと、亡くなった後に相続をされる場合がありますけれども、一括ですか、そういうメリットというのはどういうことかということをちょっと教えていただければ。</p>
議 長	では、事務局のほうから。
事 務 局	では、すみません。今大貫委員のほうからお話をあったのですけれども、生前贈与というのは多分今現在やっている相続時精算課税

	<p>制度のほうになってくるのかなと思うのですけれども、以前、今も制度は残っているのですけれども、一括贈与の納税猶予制度というのはかなり、動かしたら税金が取られる方が結構、かなりマイナスがあったのですけれども、今は相続時精算課税制度、そちらのほうを使って普通贈与でやられている方が多いです。そういうものも多いですし、また相続時に精算していくか、課税された場合はそれでいくという流れにはなっていっているのですけれども、メインのほうが、親から子がされるのですけれども、そういうもので相続前にやられるという方が多いです。</p> <p>あと、相続に関しては、亡くなったら法定相続人に、その内で相続するような流れになってくるので、そちらのほうはメリットで言えば、必ず相続しなければならないのですけれども、その部分。さっきのは何もないのかなと思うのですけれども、どうでしょう。</p>
大貫修一委員	<p>そうすると、生前贈与に、一括贈与に、相続の場合でも税金的には同じということなのですかね。亡くなった場合に税金がかかるということですね。税金的には同じになるようにしている。</p>
事務局	<p>贈与税が免除される場合に相続税などの切り替わってくるという形になるので、贈与税がもし高い場合には、相続時にお金で……</p>
大貫修一委員	<p>結局は後で払うという話ですね。</p>
事務局	<p>はい、そういう形に。</p>
大貫修一委員	<p>大体分かったと思います。どうもありがとうございました。</p>
議長	<p>そのほかどうでしょうか。何かありましたらば。</p>
新堀隆委員	<p>1番の新堀です。先般タブレットの練習会がありましたけれども、タブレットについて、それから導入に向けて使い方を知ったけれども、それで資料も随分ありますけれども、まるっきり、すみません、資料も番違いで、1回ごとに随分たくさんあるのですけれども、これをタブレットで使用して管理できないかと思うのですが、事務局のほうではどういうふうに考えていますか。</p>
議長	<p>では、事務局のほうでお願いいたします。</p>
事務局	<p>研修会の際にもちょっと説明をさせていただいたのですが、今回のタブレット導入に関しましては国の補助事業で、農業委員会の情報収集業務の効率化を支援するということで、現地確認アプリと</p>

	<p>か、研修のとき皆さん見ていただいたと思うのですが、現地調査で地図情報を使って土地の耕作者やそういう方との利用調整をやるのを支援するというのがまず第一番の目的ということになります。</p> <p>先ほど委員のおっしゃられたようないわゆるペーパーレス化に関しては、もちろんそれをやれるのが一番いいとは思うのですが、今現在台数が、こちら推進委員の方の案分ということの割当てで補助がありまして、17台になっています。ですので、ちょっと台数は足りません。今後そういった、議会なんかもペーパーレス化を導入していますので、そういう流れになりましたら、予算のほうもかかるものですから、そちらと協議しながら、ペーパーレス化については検討していきたいという考えはもちろんございます。ただ、今現在すぐにそれができるかというと、それはちょっと難しいけれども。</p>
新堀隆委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	<p>では、タブレットの場合は議会のほうでも使っているような感じですけれども、なかなかそれを100%議員の方が利用できるか、使いこなせるかといったら、やっぱり議会の方も毎日使っていないから、当然使いこなせなくなってしまうよ。あれも現地調査で1か月に1遍で、あそこの、毎月回ってくるわけだけれども、4か月に1か月しか回ってこないで、一回、だから、多分よっぽど前にやったのを一個くらい覚えて、その後また。それくらい。その都度その都度事務局に聞きながらやっていくほかないかと思うのですよね。ただ、確かに私も講習を受けましたけれども、いいのは、隣の畠が誰の畠か、これは誰の畠があつてあるかというので、一旦事務局から連絡しなくても、タブレットがあればその場で現地調査で歩きながら調べられるというができるということになりますので、それを少しでも早く使いこなせるような、今みんなで頑張るほかないなと思っていますけれども。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>すみません。タブレットの関係で、一応1日とかで、その日借りたらその日返せとかでは、ちょっとなかなか使いづらいというのもあると思いますので、ですから例えば2日、3日後にそういう、扱い手と耕作者の利用調整、現地でちょっと話ししたりとか、現地調査をするのであれば、その前に借りていただいて、大体1週間くらいめどに借りて返却していただくということで使っていただければと思います。実は、推進委員の方でも既に2人借りて、今使っている方もいらっしゃいますので、その辺は積極的に使っていただければと思いますので、よろしくお願いします。</p>

議 長	<p>はい。 続いてお願ひします。</p>
事 務 局	<p>すみません。皆さんところに、こちら農業経営基盤強化促進法等の一部改正というカラーのパンフレット、ここが変わると書いてあるところがあると思います。こちらは何が変わるかということと、最初に、今まで皆さんお聞きになったことがあると思うのですが、人・農地プラン、人と農地をどのように利用調整して、遊休農地とかをなくして、担い手に農地を集積するかというのが人・農地プランだったのですが、それが今度は地域計画というのに変わってきます。地域の農業の将来の在り方というのを市と農業委員会と農地中間管理機構とで話し合って、目標地図の素案なんか、これを農業委員会で作るということになっているのですけれども、そういうことを進めていく。</p> <p>次に、農地の集約の手法も変わりますよということで、こちらは農地バンクの運用が変わりますと。手続等がやっぱり変わるところです。</p> <p>ポイント3というところで、人の確保、育成というところがあるのですが、こちらが今回農地部会のほうで協議していただく内容になります。先ほど海老原さんのほうからも話があったように、今まで農地取得となるといわゆる5反部要件。取得後の農地が経営面積が5反歩以上ないと農地は取得できないのだよというのが一定の決まりになっていたと思います。こちらがなぜ改正になるかというと、そういう決まりをつくることで遊休農地が解消されない、遊休農地化が発生してしまう、新たな新規就農者とか参入者の壁になっているということで、そういうものを取り混ぜて、多様な担い手を育成していくという考え方でこちらの改正になったところでございます。そうすると、これまで5反歩要件というのを第一に言っていたところが、ではどの辺でどういう審査が必要かとか、その辺のところを農地部会のほうで協議していただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上になります。</p>
議 長	<p>その他について、何かあとありましたらば。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>私から一言ちょっといいですか、では。前回かな、前々回、農業委員をやっていた小松崎委員と富田委員と郡司委員から、やっぱり何か集まることがあれば私たちも3人参加して、感謝状をいただいた</p>

	<p>のでお礼を述べたいということで言っておりますので、どうでしょ うかね、来月あたり、総会後に。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>では、その件は総会終わってからしますので。 では、その他について何かありましたらばお願ひいたします。な いですか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>では、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、鉢田市農業委員会2月定例総会を閉会いたし ます。ご協力ありがとうございました。</p>
	<p>午後3時22分　閉　会</p>
署 名 人	<p><u>議長（会長）</u></p>
	<p><u>24番 委員</u></p>
	<p><u>1番 委員</u></p>